

論文の和文要旨

論文題目 ビール騒擾と営業権限——19世紀前半ミュンヘンにおける都市・営業・民衆——

氏名 東風谷 太一（こちや たいち）

本論文は、1844年5月1日から3日にかけて、バイエルン王国の王都ミュンヘンで発生した「ビール騒擾」Bierkrawallを主題とする。この事件では、3日間にわたって、市内30件以上のビール醸造所や官公庁、国王が臨席していた王立劇場などが襲撃された。直接のきっかけは、当時のバイエルンにおいて「食糧」と見なされ、価格公定制度の対象ともなっていたビールの値上げであった。ただし、その背景には、都市においてビールを造ることと飲むことの持つ特異な社会的・文化的性格があったと考えられる。そこで、ビール騒擾という一事件を、都市下層民の飲酒慣行に着目しつつ、19世紀前半ミュンヘンにおける市制と営業体制の歴史の変容という構造の問題の中に位置づけることによって、騒擾に何が賭けられていたのかを明らかにしようと試みた。

本稿が持つ積極的な意義は、ひとつには、従来ドイツ近代史において「社会的抗議」Sozialer Protestと呼ばれてきた食糧騒擾に関する研究が、ややもすればプロイセンの事例に偏りがちであり、少なからぬ騒擾を経験していたにも関わらずほとんど顧みられることのなかったバイエルン地方を対象としたことにある。また、大まかにいつてこれまでの研究が、一地域における大量の事例に統計的な数量分析をほどこし、工業化などの社会構造との関係性を追究するか、特定の事件の微細な観察を通じて、民衆独自の論理を探るという2つの方法のどちらかを偏重する傾向が見られた。これに対して本論文は、特定の事件と都市の社会構造を双方向的に検討することで、両者を総合するような視座の提示を試みた。さらに、事件と構造との連関を解明するにあたっては、都市におけるビールの多面的な社会的・文化的表象に着目した。それによって、ビールを通じた個人・集団間の両義的な社会的結合

関係（きずな／しがらみ）が見えてくることが期待できたからである。

以上のような課題と方法にもとづいて、第1章ではまず、行政・裁判史料の読解にもとづいてビール騒擾の詳細な経緯の再構成を試みた。その結果、確かにビールの価格に対する不満は随所に見られたものの、同じビールを販売する職業でありながら、醸造所ばかりが襲われた一方で酒場はほぼその対象とならず、醸造所の被害に関しても、破壊されたのはもっぱら併設の酒場であって、醸造に必要な設備は無傷のままであるなど、担い手たちの騒乱行為には一定の選別性が見て取れることがわかった。また、事件の発生から時間がたつにつれて変化があったとはいえ、治安警察であった市の衛兵隊を除いて、物理的身体への攻撃や窃盗などの行為がほとんどなかったことから、ある種の規範性も備わっていたといえる。さらに、騒擾に直接参加することはなかったが、市民層は「暴徒」への共感を示し、官吏の中にも彼らの動機に一定の理解を示す者がいたことが判明した。こうしたことから、この騒擾は、初期工業化時代のドイツに頻発した、モラル・エコノミー観念に支えられた食糧騒擾と類似の性格を持つものであったことが判明した。

とはいえ、先行研究の解釈に沿って分析を進めた結果、再考の余地があることも明らかとなった。ひとつには、1844年ころよりも以前、19世紀に入ってから少なくとも4度のビール価格上昇の時期があったことを確認したが、とりわけ1810年代後半には44年よりもさらに価格が高騰していた。にもかかわらず、騒擾やそれに類した事件が発生なかったのはなぜなのか。さらに、騒擾における逮捕者の分析から、担い手の大半が手工業職人と兵士（元職人あるいは農業労働者）で構成されていることもわかったが、先行研究の主張とは異なり、職人たちの職種には偏りではなく、むしろその多様性にこそ特徴があった。このことは、都市の営業体制と手工業の置かれていた全般的状況が、騒擾の背景にあることを示唆するものであった。最後に、職人と兵士が事件の中で示した「連帯」の要因について、従来は都市下層民が「ビールを飲む権利」（「ジョッキの権利」*Kruggerechtigkeit*）を有すると考えていたからだとされてきたが、このような説明では不十分であるとの知見を得た。

以上のような問題点を踏まえて、続く第2章では、主に市制と営業体制の側面から19世紀前半における都市ミュンヘンの歴史的変容を検討した。

まず営業体制に関しては、バイエルンの19世紀前半は「営業の自由」の導入が試みられた時期であった。しかし、世紀初頭と1825年からの10年弱の2度にわたったこの試みは、いずれも失敗に終わる。双方の過程を検討した結果、明らかとなった営業自由化にわたっての最大の蹉跌は、「物件的営業権」（物的営業権）*Realgewerbsgerechtigkeit* という特異な営業権限だった。営業の面から見れば、この権限の特異性は、これが18世紀後半以降、一方では「私有財産」としての性格を手工業者たちの運用を通じて持ったことと、他方で彼らの家族や老後の生活保障、補助労働力の確保手段といった都市における社会的機能を慣習的に獲得したことにあつた。

次に市制に関しては、これも世紀初頭のモンジュラ改革以降、都市自治の解体という形で変容を被った。ただし、この動向を考察する中で浮かび上がってきたのも、やはり「物件的

営業権」の重要性であった。この権限は、市制において都市市民権の取得要件のひとつとなることで、都市の政治的地位とも直結していたのである。しかし、市制の再編過程において、営業権限と市民権それぞれの取得が法的に独立したものとされた結果、一方では1人の「都市市民」(=「営業市民」)につき1つの営業権限という原則が崩れ、一部の有力者が複数の営業権限を同時に占有し始め——その際、とりわけ好まれたのはビール醸造業の権限だった——これに伴ってその価格も急速に上昇した。それにより、他方では、すでに全般的な社会経済的閉塞感の高まりにさらされていた職人たちが、営業体制の動揺の影響も重なって、この営業権限を購入し、独立開業する機会がますます奪われることにもつながったことがわかった。

最後の第3章では、法制史・法意識研究や飲酒慣行に関する文化史、そして「贈与」をめぐる人類学の研究成果を援用しつつ、都市においてビールを造ることと飲むことの意味を考察した。

まず都市においてビールを造ることの意味を検討するにあたっては、先の「物件的営業権」についてより立ち入った分析を行った。というのも、この営業権限がもともとビール醸造業をひとつの典型としていたことが判明したからである。結論からいうならば、「物件的営業権」とは、そもそも「物の権利」と呼ばれており、この「権利」の占有者にある種の「義務」の遂行を要請するような「権利」であった。では、ビール醸造業の「物件的営業権」を占有した者が負うべき「義務」とは何だったかといえ、**「食糧」**としてのビールを都市共同体に供給することであった。こうした責任を果たすことで、**ミュンヘンの醸造業者は都市における経済的地位(営利)と社会的地位(名誉)を与えられていた**のである。醸造業者たちは、いわばビールを「造る義務」を担っていたのである。しかし、19世紀前半の一連の都市体制の動揺は、一方で醸造業の「物件的営業権」を投機対象にさせ、他方で醸造所と共に酒場についても多数の営業権限を「独占」し始める者の出現を招いた。「醸造貴族」と呼ばれた高位貴族たちや一部の**大醸造業者**たちがその代表的な例である。こうして急速に増大しつつあった都市住民たちの醸造所占有者たちに対する不信感が、騒擾の大きな要因のひとつとなったのである。

次に、ビールを飲むことの意味に関しては、騒擾の主な担い手であった職人と兵士の飲酒慣行という側面から検討した。それによって明らかとなったのは、彼らの日常におけるビールが「贈与物」だったということである。たとえば職人の場合、徒弟から職人に昇格した際や、遍歴中に新たな都市に到着した場合、古参の職人からビールを贈られたが、これは飲まなければならない、また返礼を行わなければならないとされていた。もしビールを飲むことを拒めば、彼らは他の職人たちから仲間として認めてもらえず、仕事はおろか寝食の確保さえおぼつかなくなった。騒擾の担い手たちにとってのビールを飲むこととは、労働、生活そして同胞との結び付きといった彼らの「生きること」の総体を可能にする契機であった反面、飲まなければいけない物、つまり「飲む義務」を課す物でもあったのである。

以上のような第1章から第3章までの考察を踏まえて、本稿は、1844年5月のミュンヘ

エンで発生したビール騒擾の背景には、市制と営業体制の動揺に象徴される市場経済原理の展開によって「物件的営業権」が「物の権利」としての性格を失ったことがあるという指摘を行った。そして、この事件そのものは、ビールを「造る義務」を負っていたはずの者たちに対する、ビールを「飲む義務」を負った者たちの異議申し立てであったという結論を導出した。騒擾には、「食糧」を口にするという狭い意味だけではない、彼らの「生きること」の総体が賭けられていたのである。